

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県交通運輸事業者DX推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1項イに規定する事業をいう。
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1項ロに規定する事業をいう。
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1項ハに規定する事業をいう。
- (4) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。）とは、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する事業をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、物価高騰等の影響を受けている交通運輸事業者が行う生産性向上に向けた取組を支援するため、業務DXに資するシステムの導入経費の一部を補助することで、持続可能な交通運輸事業の確保・維持を図ることを目的とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たす交通運輸事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業、法第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送業、法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送業を経営していること。
- (2) 貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業を経営していること。
- (3) 令和8年4月1日の時点において、群馬県内に本社若しくは営業所を有していること。
- (4) 申請時点において休業又は廃業しておらず、今後も継続する意思を有していること。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を

- もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 前項の対象事業者は、自己又は自社の役員等及び雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(補助対象事業等)

第6条 知事は、別表1に定める事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(補助金の額)

第7条 県が交付する補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費の額は、別表2に定めるところにより算出するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出根拠

(2) 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合には、その内容及び額を証明する書類

(3) 一般旅客自動車運送事業または貨物自動車運送事業の許可書もしくは証明願の写し

(4) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写しまたは貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し

(5) 県税に滞納がないことを証する書類（納税証明書）

(6) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書

(7) 不法就労対策に係る誓約書

(8) その他申請に必要な書類

(交付の決定及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2号により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第3号による交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただ

し、軽微な場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第 11 条 知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは審査の上、交付決定の変更を行い、様式第 4 号による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の着手)

第 12 条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、補助事業の効果的な実施を図るうえでやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 前項に該当する場合には、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、事前着手届（別紙様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 14 条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに様式第 6 号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の 1 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は令和 9 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに様式第 7 号による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の完了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した資料を添付するものとする。

- (1) 事業完了実績報告
- (2) 整備に係る領収書及び写真等

(補助金の額の確定等)

第 16 条 知事は、前条第 1 項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 号により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 17 条 知事は前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 18 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付

されているときは、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(事業の中止等)

第 19 条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第 20 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 21 条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第 22 条 補助対象事業者は取得財産等について補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 23 条 補助対象事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の定める処分制限期間（以下、「処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第 9 号による財産処分承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合において、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

別表 1

事業の種別	補助対象事業者	補助対象経費	補助率
交通運輸事業者DX推進	群馬県内に本社若しくは事業所のある交通運輸事業者	業務DXに資するシステム等導入経費	1/2 (上限10万円)

別表 2

事業の種別	補助対象経費の区分	補助対象経費の算出方法
交通運輸事業者DX推進	業務DXに資するシステム等導入経費	システムの導入に要する費用一式

附 則

- 1 この交付要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
事業所名
代表者職氏名

群馬県交通運輸事業者物D X 推進補助金交付申請書

群馬県交通運輸事業者D X 推進補助金について、群馬県補助金等に関する規則第 4 条及び群馬県交通運輸事業者D X 推進補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額
金 _____ 円

2 申請担当者

役職・氏名	
所属部署	
電話番号	
E-mail	

3 補助金振込先口座

振替金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
(フリガナ) 預貯金口座名義	

添付書類

- (1) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出根拠
- (2) 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合には、その内容及び額を証明する書類
- (3) 一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業の許可証もしくは証明願の写し
- (4) 振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
- (5) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写しまたは貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し
- (6) 県税に滞納がないことを証する書類
- (7) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書
- (8) 不法就労対策に係る誓約書
- (9) その他申請に必要な書類

様式第2号（第9条関係）

群馬県指令交第 ー 号

住 所
名 称

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった「群馬県交通運輸事業者DX推進補助金（交通運輸事業者DX推進事業）」について、群馬県補助金等に関する規則第5条及び群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付します。

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太

1 事業の名称及び補助金の額

事業の名称	補助金の額
	円
計	円

2 条 件

- （1）群馬県補助金等に関する規則及び群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱の定めに従うこと。
- （2）交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。
- （3）交付決定前に着手している事業は、補助対象外とする。ただし、交付申請書の提出時に事前着手届を添付している場合を除く。
- （4）補助事業の遂行において交付要綱第5条第1項第6号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
氏名又は名称

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金
（交通運輸事業者DX推進事業）交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を変更したいので、別紙のとおり
申請します。

事業の名称	交付申請額		
	変更前	変更後	増減
	円	円	円
計	円	円	円

様式第4号（第11条関係）

群馬県指令交第 ー 号

住 所
名 称

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった「群馬県交通運輸事業者DX補助金（交通運輸事業者DX推進事業）」について、群馬県補助金等に関する規則第5条及び群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり交付決定の内容を変更します。

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太

1 事業の名称及び補助金の額

事業の名称	補助金の額		増減
	変更前	変更後	
	円	円	円
計	円	円	円

2 条 件

- 群馬県補助金等に関する規則及び群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱の定めに従うこと。
- 交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。
- 交付決定前に着手している事業は、補助対象外とする。ただし、変更前の交付申請書提出時に事前着手届を添付している場合を除く。
- 補助事業の遂行において交付要綱第5条第1項第6号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

群馬県知事 へ

申請者住所
氏名

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金の事前着手届について

令和 年 月 日付で交付申請した標記補助事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手する必要があるため、下記条件を了承のうえ、届出ます。

記

- 1 事前着手及び完了予定年月日
 - ・着手予定年月日： 年 月 日
 - ・完了予定年月日： 年 月 日
- 2 交付決定前に着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業について、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

様式第6号（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
氏名又は名称

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金
（交通運輸事業者DX推進事業）事業状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業の実施状況について、群馬県交通運輸事業者DX推進補助
金交付要綱第14条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第7号（第15条関係）

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
氏名又は名称

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金
(交通運輸事業者DX推進事業) 事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のありました
標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、群馬県交通運輸事業者DX推進補助
金交付要綱第15条の規定により、別紙のとおり報告します。

事業の名称	補助金 交付決定額	事業完了実績額	
		補助対象経費	補助金額
	円	円	円
計	円	円	円

様式第8号（第16条関係）

群馬県指令交第 ー 号

住 所
名 称

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のありました「群馬県交通運輸事業者DX推進補助金（交通運輸事業者DX推進事業）」について、群馬県補助金等に関する規則第7条及び群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第16条の規定に基づき、次のとおり額を確定します。

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太

1 事業の名称

2 補助金の額

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所
氏名又は名称

財産処分承認申請書

群馬県交通運輸事業者DX推進補助金（交通運輸事業者DX推進事業）に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、群馬県交通運輸事業者DX推進補助金交付要綱第23条第2項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項